

宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：令和2年7月20日（月）
午後1時30分～午後4時まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
（令和2年度 第二回）

出席委員：水野紀子会長，渡部順一副会長，兼子佳恵委員，北島みどり委員，
栗林美知子委員，佐藤央子委員，高橋慎委員，土橋章子委員，成瀬陽子委員，
欠席委員：熊谷大委員，田口敦子委員，吉田聡委員

1 開 会

（司会：共同参画社会推進課 百井副参事兼課長補佐）

【定足数報告】

本日の審議会は，12名中9名の委員の御出席をいただいておりますので，宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数（半数以上）を満たし，成立しておりますことを御報告いたします。

2 あいさつ

【環境生活部 鈴木部長】

「宮城県男女共同参画審議会」の開会に当たりまして，一言挨拶を申し上げます。本日は，お忙しいところ，男女共同参画審議会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。また，皆様には，日頃より本県の男女共同参画の推進につきまして，格別の御理解・御協力をいただいておりますことに，この場をお借りして心より感謝申し上げます。

宮城県では6月以降，雨が続いておりまして，本日，農業協同組合中央会常務理事の高橋慎様にご出席いただいておりますが，梅雨の農作物への影響が懸念される所でございます。昨日ようやく雨が上がり，晴天が覗くということで，今後も好天が続けばと思っております。

そして，新型コロナウイルスの状況になりますが，前回の審議会は6月16日でしたが，その時点での宮城県の状況は非常に落ち着いている状況でした。2月末以降，新型コロナウイルスの感染者が発生しまして，4月28日まで88名を数える状況でしたが，4月29日以降，感染者は一人も出ず，県としてはほっとしている状況でしたが，6月18日以降，感染者が出始めまして，昨日までに132名を数える感染者となり，最近の気になる動きとなっております。

本日は，今年度第二回目の審議会となります。令和2年度「宮城県における男女共同参画施策の現状及び施策に関する年次報告」について御報告するとともに，6月の第一回目の審

議会で御審議いただきました「第4次男女共同参画基本計画」の「素案」をお示しし、御審議いただきます。計画の策定は、社会全体で男女共同参画の取組を進める基本となるものがあります。

皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 各委員、事務局（県）の紹介

【事務局】

令和2年6月30日に新たに委員に就任された方を御紹介させていただきます。

宮城県農業協同組合中央会常務理事の高橋慎委員でございます。

皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局】

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、次第にありますとおり、2つの議題について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、水野会長に議長をお願ひいたします。

4 議事

【水野委員】

それでは、進めさせていただきます。コロナの影響で、男女共同参画の問題も含めて、それぞれの国や社会の在り方がまるでスキャンするかのようになり膨らむ感じがいたします。ステイホームでDVの問題が深刻になったり、一人親家庭のお母さんたちの職が危うくなったり、課題は山積だと感じております。

それでは、議題（1）の「宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告（案）について」事務局からご説明願ひます。

【堀内専門監】

それでは、宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告（案）について御説明申し上げます。

この年次報告については、「宮城県男女共同参画推進条例」第16条において“男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない”との規程に基づくものでございます。

本日、令和元年度の男女共同参画に関する県の事業について報告するとともに、年次報告

(案)について御審議いただきます。その後、8月に知事を本部長とする「男女共同参画施策推進本部会議」にはかり、最終的に9月の県議会へ報告書を提出いたします。

それでは「資料1 宮城県男女共同参画基本計画(第3次)計画の体系」を御覧ください。こちらは、令和元年度が計画の3年目となりました第3次基本計画に基づき、どのような施策体系で県が事業を行っているかを一覧にしたもので、7つの基本目標に対して、施策の方向、施策の項目を設定しております。なお、事業によっては複数の「施策の項目」に関係するものもありますので、その場合は「再掲」としております。

資料2の「宮城県男女共同参画基本計画関係事業令和元年度実施状況一覧」を御覧ください。こちらは、計画の体系に基づき、令和元年度に県が実施した男女共同参画の事業に関し、「予算額」「事業目標と事業実施状況」「自己評価」「成果」「課題と原因」「今後の対応」等を示しております。当課はじめ庁内各部署において、それぞれの分野で事業に取り組んでおります。

共同参画社会推進課が実施した主な事業について、御説明いたします。

1ページ、項目1、No. 3「県の審議会等委員への女性登用の推進」をご覧ください。

第3次基本計画では、令和2年度末までに県の審議会等委員における女性の割合を45%にする目標指標を設定しておりますが、令和2年4月1日現在で38.8%と、前年度より0.3ポイント下降しました。審議会ごとに、計画的かつ具体的に女性委員登用を図るため、審議会委員改選の都度、担当部局と当環境生活部とで事前協議を徹底しております。しかし、目標指標の45%にはまだ開きがございます。女性登用推進の課題としては、専門性が求められる部分において、女性の絶対数が少ない分野があることや、団体推薦が該当する場合、その職にそもそも女性が登用されていないこと等が挙げられます。今年度末までの目標数値とはなりますが、少しでも目標数値に近づけるよう、委員数の増減や充て職の構成の検討等も含め、各部局と連携を図り、全庁一丸となって女性委員登用を進めて参ります。

次に、この裏面になります2ページ、項目3、No. 8「みやぎの女性活躍促進連携会議の運営及び事業実施(地域女性活躍推進事業)」を御覧ください。

「みやぎの女性活躍促進連携会議」は平成27年6月設立の、経済団体や各種団体で構成している会議です。「本体会議」及び「担当者会議」を開催し、事業計画の審議や事業実施結果の評価等を行いました。連携会議としての事業内容については、県との共催による「女性の活躍促進に向けたイベント開催」や、「みやぎの女性活躍促進サポーター養成研修」、「みやぎの女性活躍促進拠点づくりモデル事業」等を実施し、女性が活躍しやすい環境整備の推進に向けて取り組みました。具体には、「みやぎの女性活躍促進サポーター養成研修」では、参加者が気軽に参加出来るよう「わいわいCafe」と題して、栗原市、富谷市、白石市を

会場に、地元で活躍している方をお招きしてのゲストトークや座談会により、参加者同士の交流を深めながら、女性活躍や男女共同参画の理解を深めていただきました。

次に3ページ、項目5、No. 12「県・市町村パートナーシップ事業」を御覧ください。

こちらは、市町村における男女共同参画の取り組みを推進するため、市町村と県が共催で事業を実施している事業となります。令和元年度は6市と共催でセミナーや講座を実施したほか、新たに市町村が取り組むきっかけづくりとして、本日この会場にも掲示しておりますパネルを市町村に貸し出し、住民が多く集まる場所で展示する「市町村男女共同参画パネルキャラバン」を7市町と実施し、市町村の取り組みを支援しました。

次に同じく3ページ、項目6のNo. 14「男性にとっての男女共同参画推進事業」を御覧ください。

こちらは、職場や家庭における男女の固定的役割分担の弊害に男性自身が気づき、男女共同参画の推進が男性にもプラスであることについて理解を深めていただくため、実施している事業となります。県主催の講演、また市町村との共催事業を実施しております。令和元年度は、県主催講演として、新たに、男女共同参画の形成には欠かせない「男性の視点」をテーマとした講演を開催いたしました。男性からの視点から男女共同参画について考えると同時に、男性の生きづらさや、その背景について理解を深めていただいた講演となりました。

次に6ページの中段になります、項目13、No. 29「みやぎ男女共同参画相談室の運営及び相談対応」を御覧ください。

こちらは、男女共同参画に関する様々な相談を受け、適切な助言等を行う事業です。昨年度1年間で1,198件の相談に対応いたしました。男性相談は109件と開設以来初めて100件を超えております。また、一般相談でも男性からの相談が年々増加しており、昨年度は男性からの相談が約4割となっています。これは多様化してきている現代の男性だからこその悩みや生きづらさがあるのではないかと考えられます。

また、相談員の資質向上と職員の啓発のため、LGBT（性的マイノリティ）講座を開催しました。講座では、セクシャルマイノリティの当事者を講師としてお迎えし、「LGBTは誰もが持つ悩みの1つである」など非常に分かりやすく、楽しい講義をいただき、参加者も76名と関心の高さがうかがえました。

引き続き、複雑化・多様化している男女共同参画に関する相談に的確に対応するため、研修によるスキルアップや関係機関との連携をさらに図っていきます。

次に、資料3「宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告（案）」を御覧ください。

表紙をもう1枚お開きいただきますと、目次がございます。

第1部では「令和元年度の宮城県の男女共同参画の現状と施策、今後の展望」についての総括を記載しております。

第2部では、「宮城県における男女共同参画の現状」として、7つの分野における各種数値等のデータを掲載しております。

第3部では「宮城県における男女共同参画の施策」として、先ほど資料2を用いて説明いたしました、県における各事業の状況をまとめて掲載しております。

第4部「市町村における男女共同参画の取組状況」については、令和2年4月1日現在の県内各自治体の体制や取組について記載しております。

目次の次のページ、第1部、1ページの総括を御覧ください。

男女共同参画の理念は、残念ながら県内全域に完全に浸透しているとは言えません。また、東北の他県や全国と比べても必ずしも十分とは言えない状況にあります。解決すべき課題もまだございます。がしかし、この1年、少しずつではありますが、確実に広がりを見せていることは事実です。今後、市町村や関係機関、民間組織との連携をさらに確実にし、多様で質の高い施策を総合的に実施していくことが必要です。男女が共にその個性と能力を十分に発揮し、県民一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる社会を目指す、男女共同参画社会の理念及び推進の必要性を県民に広く普及し、男女共同参画社会形成の促進をさらに図って参ります。

6ページ 「男女共同参画の指標の推進状況一覧」を御覧ください。

第3次基本計画の指標12項目中、9番の「家族経営協定締結数」が目標を達成しております。また、項目内の一部ではございますが、10番の「男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合」について、市が100%を達成、11番の「みやぎの女性活躍促進サポーター」についても目標の100人を達成しております。

このほか前年度から数値が上昇した項目は5項目です。3番「市町村の審議会等委員における女性の割合」、4番「男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合」、8番「女性のチカラを活かすゴールド認証企業数」、10番「男女共同参画基本計画を策定した町村の割合」、11番「みやぎの女性活躍促進サポーターの配置市町村」です。引き続き、目標達成に向けて取組を継続して参ります。

なお、6番の「保育所等利用待機児童数」については、最新の公表数値が平成31年4月1日、9番の「家族経営協定締結数」が平成31年3月31日のものとなっておりますので、前年度と同じ数値を記載しております。

次に、前年度から数値が下降した項目は3項目でした。1番「県の審議会等委員における女性の割合」、2番「県の管理職に占める女性の割合」、7番「男性にとっての男女共同参画セミナー参加者」です。

1番「県の審議会等における女性の割合」については、専門性の高い分野の審議会等において、委員を担える女性の人材が少ないことなどの理由から、改選により数値が下降いたしました。また2番「県の管理職に占める女性の割合」については、女性職員の絶対数が少なく、また管理職への昇任適期である50歳代の女性の構成比率が、令和2年度は19.9%と特に低くなっていることが、下降した要因と言えます。引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

前年度数値から変化のない項目は1項目ございまして、12番「宮城県防災会議の委員に占める女性の割合」です。昨年度と比較し、現状維持の数値となっております。

5番「育児休業取得率」は、女性の取得率については、昨年度より数値が下降し、男性の取得率については、昨年度と比較し上昇しております。この数値は、事業所規模100人以上、2,000の民間事業所に対して県が行う労働実態調査に基づくものです。毎年任意抽出による調査を実施しているため回答事業所が一定しておらず、単純な時系列比較はできませんが、男性5.0%、女性77.3%と、男女間に大きな開きがある傾向は例年同様となっております。本県の男性の育児休業取得率向上は特に大きな課題とも言えます。今後は取組をさらに強化していくこととします。

今年度が第3次基本計画の計画最終年度となりますが、引き続き基本計画の下、市町村、県民、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における県民・事業者等の自主的な活動及び男女共同参画社会実現に向けた取組に対し、積極的に働きかけてまいります。以上でございます。

【水野委員】

ただいま事務局から説明がありましたが、この説明について何か御質問や御意見等はいかがでしょうか。どんな点でも結構でございます。

【渡部委員】

資料3の1ページから自己評価が記載されていますが、実際にセミナーなどで、受講された方からの評価についてのアンケート調査などは受けているのでしょうか。

【田中課長】

当課で実施しているセミナー等については、全てアンケート調査を行っております。

【渡部委員】

そうであれば、自己評価の横にそういった受講された方の評価についても今後載せられた方が良いのではないかと思います。自己評価と、受講された方や実際の施策に関わった方々からの評価に大きな乖離があるとすると、認識が違っているということが分かります。

一致していれば良いのですが、自己評価が悪かったのに、参加された方からの評価が非常に高かったり、逆に、自己評価が高かったけど、参加された方からの評価が低かったり、そういったことが分かるようにされた方が、我々も施策の実施について、よく分かるのではないかなと思います。今すぐでなくても結構ですが、今後の検討課題として、やはり携わった方の評価だけではなく、実際に参加した方の評価も是非、今後入れていただきたいなと思います。そういったことが分かるものは何かありますか。

【田中課長】

前回の審議会で、資料5として男女共同参画に関するアンケート結果を参考資料としてお配りさせていただいておりました。ですが、セミナーに関する評価ではなく、参加者自身の周りにおける男女共同参画に関するアンケート調査となっておりましたので、渡部委員からいただいたご意見を参考に、今後、アンケートをどのように活用していくべきか検討させていただきたいと思います。

【渡部委員】

男女共同参画に関するアンケート結果については、全部のセミナー等の集計でこの割合だったということでしょうか。

【田中課長】

そうなります。

【渡部委員】

そうすると、個別の施策に対する評価が分からないので、今回の年次報告に載せる、載せないということではないですが、今後の検討課題として、自己評価のほかに受講された方の評価も必要かと思い意見を申し上げました。

【水野委員】

ありがとうございました。他にご質問等ありますでしょうか。

【北島委員】

前回欠席をしてしまい、もし前回の審議会で話題が出ていたら大変申し訳ないのですが、資料3の62ページ、63ページの「学校教育における男女共同参画の実現」について、こちらの施策の項目24については、前年度も今年度も特に予算取りはない様ですが、具体的に学校でどのような形で取り組み、フィードバックしているのか教えていただきたいと思えます。

【堀内専門監】

担当課である高校教育課が来ておりませんので、代わりにお答えいたします。資料3の62ページには、特に高等学校における家庭科の事例が記載されており、とりわけ家庭科の授業においては、男女が協力して家庭や地域生活を創っていくということが、実際の授業の中で取り上げて実施されています。

こういった授業の中で、男女が協働しながら家庭を創っていく、そして地域社会にも参加していくといった意識を育成していく活動を行っております。

また、63ページには、公民科の授業について記載していますが、職業生活や社会参加について取り扱っております。そこでは、男女が対等な構成員であるということを取り上げており、とりわけ現代社会の授業の中では、青年期と自己形成について取り上げる単元がありますので、男女は共に自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されているということを指導しています。また、倫理の授業では、家族を扱う中で、男女共同参画社会の意義を理解し、その視点から男女が対等であるという意識付け、男女の相互理解、お互いを尊重し協力していくということを授業の中で行っています。

【北島委員】

高等学校での取り組みが取り上げられているということですが、小学校や中学校では、男女共同参画やDVの防止などの認識に関する教育はどの分野に関連してくるのか教えていただきたいと思います。

【堀内専門監】

小学校や中学校になりますと、男女共同参画については、むしろ学校の環境整備の方が進んでいるという認識を持っています。例えば、以前は男女別の名簿等が作成されておりましたが、現在は男女混合名簿となっており、それに合わせて男女別に活動していたものが、一緒に学ぶようになっていきます。

それに加えて、家庭科や社会科の中で出てきた内容が、学年が上がるにつれて、男女の協力という視点として出てきているのではないかと考えております。

【渡部委員】

参考に大学の状況をお話します。大学においては、資料3の65ページ上段の「いきいきキャリアスタート事業」等で、様々な支援を受けています。小学校から高校までと異なる点は、社会に出てからどう女性が活躍するかといった視点や、宮城県の施策についてお話をいただくことで、本学ではこの事業とは別に、個別に共同参画社会推進課から職員を派遣してもらい、お話を聞くという機会を設けております。この場合は、ご自身のキャリアについてもお話いただき、いわゆる大学生に対するメンターのような役割も担っていただくような形を取っています。

また、こういった講演等がある時は大学の方へもご案内をいただきまして、一昨年度は学生を、授業の一環として、宮城県で実施しているセミナー等に派遣する等の取り組みも行っており、宮城県と大学の関係も続いているような状況です。

なお、23ページの男女別の教職員数では、いつも大学が抜けてしまいますが、情報公開されているものになりますので、できれば入れていただきたいと思います。

【水野委員】

北島委員のご質問は、男女別名簿ということよりも、少し違う観点だったのではないのでしょうか。暴力対策のお話をされていらっしやいましたから、例えば父親が非常に暴力的で虐待に遭っている、或いは性暴力の被害を受けているお子さんもいるわけで、そういったことが人権侵害であることをどういう形で伝えるのか、子ども達のレベルでも、被害を被害だと認識していないお子さんもいらっしやると思いますが、そういうお子さんたちに気付きと救済を与える教育についてのご質問だったのではないかと思います。男女が混合名簿になれば、小中学校教育の問題が解決するわけではないなと思いつつ伺っていたのですが、北島委員からもう少し追加でお話いただけますでしょうか。

【北島委員】

趣旨としてはそういったところをお聞きしたいなと思っております、学年が小さいとそういったことを理解するのはとても難しいとは思いますが、中学生、高校生になってから初めてそういった話を聞くということでは、間に合いません。間に合わなくて、色んなトラブルになった事例を仕事柄扱っているのです、お互いが大切な存在であるといったことを、学年が小さいうちから学ぶ機会があると良いなと思っています。全体の施策を見ると、高校や大学でのキャリア形成については、志教育で出てくるのですが、DVや虐待といった根本的な理解のところ、いじめの問題にも繋がってくるかと思っておりますので、そういうところの視点を是非入れていただきたいと思っています。

逆の場合で、DVやモラハラといったことで、親が離婚になり、ただそれを目にしているお子さんたちをサポートしてあげられたらいいなと思います。私たち弁護士のところに来るときには、予防という形で関われないことが多いので、そういったところは、教育の中でお話をして頂ければと思います。

【土橋委員】

子供が小学校や中学校の頃に、「困った時に相談してね」といった趣旨のリーフレットを持って帰って来ていたことを思い出しました。北島委員がおっしゃったようなことに対する先生方の理解啓発と、子ども達に伝えていただくというステップが必要なのかなと思いつつお聞きしていました。

また関連して、宮城県の高校は男女共学になり大分時間も経っていますが、そこで男子、

女子ともに性別に関わりなくイキイキして学んでいるのか振り返りの機会を設けていただくことも一策かと感じております。

【水野委員】

第4次基本計画の施策の部分で活かしていただければというご意見が次々に出ていて、どれも重要な観点だと思います。

教育のところは非常に大切だと思います。外国の翻訳絵本で、DVに気付かせる内容の「お父さんは怒り鬼」という絵本を見たことがあります。また、以前にもお話したことがあります。教育学者によると、弊害の多い男子校に比べ、女子校は存在意義があるのだそうです。つまり、共学は社会の中の男女差別の構造をそのまま取り入れてしまうので、男の子は委員長、女の子は副委員長といったことがよくありますが、女子校になると女性がリーダーシップをとらざるを得ないので、女の子たちがよく育つという側面があるそうです。県立高校が共学化したことによって、その実態がどうなっているかを調べて、振り返ってみるのも値打ちがあるかと思っています。

他にお気付きの点などございますでしょうか。

(特になし)

また、資料をお持ち帰りいただいて、まとめ方や内容について何かお気づきでしたら、いつでも事務局の方へご連絡いただければと思います。

また、後ほど年次報告についてのお声が上がりましたら、手を入れていきたいと思いますが、基本的には今日のご意見を踏まえ、年次報告の作成を進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(意義なし)

では次に、議題2の宮城県男女共同参画基本計画（第4次）の素案について、事務局から説明願います。

【田中課長】

資料4の宮城県男女共同参画基本計画（第4次）素案について御説明いたします。

初めに、前回の6月の審議会でも御説明させていただきましたが、計画の体系など大きい部分につきましては、基本的に現行の第3次計画を引き継いだ形とし、これから作り込んでまいります推進施策の中で新計画のポイントとなる部分を出していきたいと考えているところではありますが、現在、国でも第5次となる新しい計画を策定中ございまして、7月に入ってから骨子案が示されているところでもあります。中間案作成に向けては、国の骨子案や更に情報収集した内容も参考に、反映できるところは反映させていきたいと考えております。これから説明する素案につきましては、前回の審議会の際にお示ししたものに、委員の

皆様から頂戴した御意見を踏まえて、反映させた内容となっております。委員の皆様から更に御意見を頂戴し、加えて国の内容も反映し、ブラッシュアップさせて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

【堀内専門監】

それでは1ページ、第1章「基本的な考え方」から御説明いたします。

「1 計画策定の趣旨」では、4段落目「このため、性別に関わらず全ての人の人権が」の部分につきまして、前回の審議会では、「男性、女性、性的マイノリティなど全ての人の人権が」と提示させて頂いていた部分ですが、前回のご意見を踏まえまして、このように修正しております。

2ページは、宮城県男女共同参画基本計画（第4次）が各部局の計画内容との関連を図りながら策定していることを図でお示しいたしました。また、1ページの所で、前回の審議会でご提示しておりますとおり、下から4行目後半に「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与します」と4次計画では文言を追加しておりますので、2ページの下の部分にSDGsのロゴを記載しております。

3ページにつきましては、前回の審議会でご提示させていただきました案から変更はありません。

4ページにつきまして、7の計画の体系となりますが、「1 社会全体における男女共同参画の実現」の（4）について、前回の審議会では「男性、女性、性的マイノリティなど全ての人の人権の尊重とあらゆる差別の根絶」と提示しておりましたが、ご意見に基づき、「女性に対する暴力の根絶」として、3次計画と同様の内容に修正しております。

また、「6 地域における男女共同参画の実現」のサブテーマについて、前回の審議会のご意見に基づきまして、「助け合い」としていたものを「学び合い」に修正しております。

続きまして、5ページ「第2章 県の現状」になりますが、この5ページから15ページまでは、資料5で御説明いたします。資料5は5から15ページまでの同一の内容であり、また第3次計画と第4次計画を並べたものになりますので、比較しながら御覧いただければと思います。下線部が第3次からの変更点でございます。

1ページ、1 少子・高齢化の進展と人口の減少においては、昭和58年の1.86以降、一時的な上昇はあるものの低下傾向となり、令和元年は1.23となりました。令和元年の全国値は1.36であり、全国で45位という低い水準にあります。

また、図1の下、一方の部分から記載しておりますが、3行目後半「高齢化率が一番高いのは」から5行については、県長寿社会政策課で実施しております「高齢者人口調査」が8月中に公表予定となっております。最新の情報が不明ですので未修正となっております。

2ページを御覧ください。図2についても未修正となっております。また、図3については、宮城県の人口の推移になりますが、まず平成27年国勢調査による数値が確定数値とな

り修正しております。平成27年までは人口流動や復興需要による転入などにより上昇しましたが、平成28年から再び減少に転じております。

3ページを御覧ください。2 家族形態・ライフスタイルの多様化です。宮城県の一般世帯数は、平成27年よりも増加しておりますが、一世帯当たりの平均人員は減少にあります。また、3ページ中段の「県の世帯の規模としては」からの文章及び図の5までは、平成27年国勢調査における数値が最新となっておりますので、第3次計画の文言と同一のものとなっております。

4ページを御覧ください。1行目から4行目までの高齢単身世帯に関する文言につきましては、平成27年の国勢調査の数値となっており、最新となっておりますので第3次計画と同様の内容となっております。5行目、平成27年国勢調査結果によると、一般世帯の中で、夫と妻のいる世帯のうち共働き率は46.1%となっており、平成22年国勢調査時より増加しておりますが、全国平均を下回っております。平均初婚年齢は、令和元年には男性31.0歳、女性29.4歳と晩婚化が進んでおり、未婚率も上昇傾向が続いております。

5ページを御覧ください。3 就業形態の変化と経済格差の拡大です。労働力人口は、平成22年と平成27年を比較すると1.4%の減少率となっております。また、次のページに図がありますが、女性の労働力率は、結婚・出産期の年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、M字カーブが宮城県においても現れております。

図6 労働力人口の推移については、27年の数値が、第3次計画では速報値となっておりましたが、今回、確定値に修正しております。

6ページを御覧ください。図7では、年齢階級別有業率を男女別で示しております。男性は平成24年・29年とも台形型を示しております。一方、女性は平成24年と比較すると平成29年は台形に近付きつつありますが、未だM字型を示している状況です。平成24年と比較しますと女性は25～29歳で大きく上昇し、30～34歳、50～54歳で低下しております。平成24年よりもM字型が緩やかになり、かつ、各年齢層において有業率が上がっていることが分かります。図8では雇用形態の男女の推移を示しております。平成24年と平成29年を比較しますと、非正規就業者数については、男性は減少し、女性は増加しております。また、7ページの図9は男女別平均賃金の推移を示しており、女性の所定内賃金と所定外賃金を合わせた賃金は平均して男性の約75%に止まっており、男女間の賃金格差は大きいことが明らかと言えます。

7ページ、4 企業における女性の登用については、平成27年に当課で実施した「宮城県女性の活躍促進に向けた企業等実態調査」に基づいた数値となっておりますので、3次計画と同じ内容となっております。

8ページ、5 配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化です。前回6月の審議会の際にお示ししたとおり、項目の文言を修正しております。DVやストーカーの相談件数は平成23年度以降増加傾向にあり、令和元年は、行政への相談が減少する一方、警察への相談件数が増加しています。性犯罪も含めた配偶者等からの暴力根絶を一層推進する必要があります。

9ページ, 6 東日本大震災からの復興と再生です。こちらも前回お示ししたとおり文言を修正しております。県では, 大震災後10年間における復興の道筋を示すため宮城県震災復興計画を策定し, 復興に向けた取組を進めてまいりました。震災の経験と教訓を踏まえ, 防災・復興に係る意思決定の場に女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや, 男女共同参画の視点での事前の備えと体制等を強化する必要があるとございます。また, 復興を進める中で, 女性の起業家などによるNPO等の活躍により, 地域の雇用の創出, 特に地域の資源として, 女性の力を引き出し, 地域を変える大きな役割を果たしたことから, 引き続き女性の力を最大限活用する必要があるとございます。

10ページ, 図11は宮城県と県内市町村の防災会議での女性登用率をグラフ化したものですが, 震災後ともに増加傾向であることが分かります。とりわけ, 第3次計画に明確に位置付け推進を図ってきたことで, 平成29年度以降, 県の女性登用率は飛躍的に向上しました。

11ページ, 図12ですが, 県内市町村における, 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルの策定状況になります。現在22自治体が策定しております。

最後に, 7としまして, 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応を新設しております。世界中で大流行が続き, 令和2年2月末に県内で患者が発生し, 第1波は5月末までに収束しましたが, 外出等自粛要請や施設の使用制限に伴う休業, 学校の長期休暇などにより本県の県民生活や経済にも深刻な影響が生じています。次の流行に備えて感染の影響を最小限に抑える感染拡大防止体制の強化と, 感染症に対応する「新しい生活様式」を取り入れた取組を進めていくことが求められます。

以上資料5に基づき説明させていただきました。

資料4に戻りまして, 16ページ, 第3章 男女共同参画の推進に関する施策は, 今回の素案審議を踏まえまして, 作り込んでまいります予定ですので, 今回はお示ししてございません。次回の中間案策定に合わせまして, 県としての施策を盛り込んでまいりますこととしております。

17ページ, 第4章「推進体制」については, 第3次計画から大きな変更はございません。

18ページ, 「男女共同参画の指標」につきましては, 前回6月の審議会でお示ししたとおり, 基本的に第3次計画の項目を踏襲することといたしますが, 次の指標項目につきましては, これまでの進捗状況を勘案しまして, 目標・予測値をそれぞれ変更しております。

「市町村の審議会等委員における女性の割合」については35%, 「男性にとっての男女共同参画セミナー参加者」については5年間で500人, 「女性のチカラを活かすゴールド認証企業数」については40社, 「家族経営協定数」については770経営体, 「男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合」については, 市において目標を達成したことから市町村100%, 「みやぎの女性活躍促進サポーター」につきましても, 人数については目標を達成したことから全市町村に配置と変更しております。

また、19ページの参考指標につきましては、「女性農業者起業数」について国及び県の調査が廃止となることから、指標も廃止することとし、代替となる参考指標を担当課と調整しております。次回中間案でご提案させていただきます。また、新規として「宮城県職員の育児休業取得率」を参考指標として設定いたしました。

資料6については、これまで御説明申し上げてまいりました指標項目案の内容を表にまとめております。1ページ目は男女共同参画の指標、2ページ目は参考指標でございます。説明は以上でございます。

【水野委員】

それでは今の説明に関しまして、ご質問やご意見がございますでしょうか。

【渡部委員】

質問になりますが、資料5の7ページに平成27年度に実施された宮城県女性の活躍推進に向けた企業等実態調査について記載されていますが、この調査時から随分時間が経っているかと思います。この計画期間中に、実態調査の予定はありますか。

【田中課長】

今のところ調査の予定はございません。

【渡部委員】

そうすると、県の統計資料で労働関係を見るとすると、この実態調査資料が今のところ一番新しいという形になりますか。

【田中課長】

そうなります。

【渡部委員】

わかりました。そちらに関しては施策の部分で、また追加で質問いたします。

それからもう1点、資料4の18ページに記載されている女性のチカラを活かすゴールド認証企業数について質問です。実は国の方で、女性活躍推進法に基づくえるぼしの認証制度がありますが、一般事業主行動計画の策定義務の対象が労働者301人以上から101人以上に拡大されます。この辺について、宮城労働局さんと、内容のすり合わせや、役割分担についてお話しになったことはあるのでしょうか。以前に質問した際は、301人以上だったので、宮城県内で認証の対象外となる中小企業があれば、宮城県の認証制度を生かしていただきたいと思っていましたが、今回、対象が拡大されたことで、100人以下の企業で

あれば、今後も宮城県の認証制度を生かしていただきたいと思いますが、その辺ですり合わせを行っていらっしゃるかどうかをお聞きしたいと思います。

【田中課長】

現時点では、国の方とすり合わせをしていないのが現状です。

【渡部委員】

是非、国と県が重なることがないようにお願いしたいと思います。

【佐藤委員】

女性活躍推進法により、今現在は301人以上の企業が、一般事業主行動計画の策定の対象となっていて、ほぼ100%を達成しているのですが、これが令和4年4月から101人以上の企業に拡大されます。約2年足らずの間に、101人以上の全ての企業さんに一般事業主行動計画を策定していただく必要がありますので、労働局としてはこの2年足らずの間に周知啓発をします。そして、実はくるみん認定の次世代育成支援対策推進法による、仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画策定については、既に101人以上の企業が策定義務の対象になっているので、2年後は対象企業が同じになります。ですので現在、くるみん認定において一般事業主行動計画を策定頂いている企業さんには、えるぼしの女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画についても策定してくださいという事で、現在、重ねてお願いする形で周知啓発を行っているところです。

私も今まで東北6県転勤して参りまして、国と県との役割分担ということで、県の施策の中でくるみやえるぼしの一般事業主行動計画の策定についての周知を行っていた県がありました。宮城県では、恐らくまだ国と県の役割分担が出来ていないかと思われますので、今貴重なご意見を頂戴しましたので、ぜひ両方で力を合わせて、2年後の義務化に向けて進めていければと思います。よろしくお願いたします。

【水野委員】

本当に基本的な、貴重なご指摘だと思います。

私は3次計画の策定にも携わったのですが、資料5を見ていますと、3次計画の内容をとでも大事にしてくださっているように思います。でも3次計画を、もう少しダイナミックに変えてもいいのではないのでしょうか。例えば具体的に申し上げますと、資料4の15ページの7の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応についてです。まさに目下、大きな問題なのですが、ここに記載されている部分だけですと、県知事が県民に御挨拶される内容のような感じがいたします。新型コロナウイルスについて、男女共同参画の観点から重要な課題となっているところに触れた方がいいように思います。例えば、サービス業のような現業で女性のパートタイマーが多く、そして、彼女達が一挙にその雇用の不確かさの直撃

を受けてしまったこと、それから小学校などが休校になってしまったために、そういった子供たちへの対応も子供を抱えた母子家庭が一番大きく打撃を受けてしまったこと。そして、給食がなくなったので、お母さんが自分の夕食を子供の昼食に充てて、自分の食事は制限する母子家庭が随分出たと聞いております。ですから、そういう観点から前半の部分に記載している就業形態なども絡めて書き直すと、7の内容は、前半の部分にも繋がってくるでしょうし、コロナ対応という観点でもぐっとこの審議会らしいものになるかと思います。何となく第3次のもを大切にすぎてくださいという気がして、継続性も必要だと思いますが、大胆に県の現状を分析して書き換えてもいいように思います。

【渡部委員】

今、水野先生からお話あったことに追加してお話しますが、私が以前から時代が変わってきたと思うのは、デジタル化やAI化といった観点を入れていかないといけなくて、実はデジタルデバインドという形で情報通信機器に精通している人と、そうでない人の格差がかなり広がってきています。働くときも、中程度のスキルの方が高収入のところでは働けないような仕組み、つまり中程度のスキルの方は、非常に賃金の低いところでしか働けないといったことが起きています。従ってコロナの話や、5年後になると、デジタル化やAI化が進んで雇用そのものが随分変わってくることになると思います。ですので、その時の女性の職業を考えて、今のうちに宮城県さんと少し考えておいた方がいいのではないかと思います。

また、コロナの関係で在宅勤務が増え、今まで使っていなかった、ソーシャルメディアを使いながら仕事をするといったことが当たり前になってきました。そうすると会社に行かなくてもいい、こういう時代にもなっています。また一つの例になりますが、ウーバーイーツ、皆さんご存じかと思いますがウーバーイーツは何も資産を持っていません。あそこで働いている人達は、個人事業者として働いていて、そういう働き方というのが今後、女性であれ男性であれ出てくるので、その辺も是非お考えいただきたいと思います。

【水野委員】

ありがとうございます。貴重なご指摘だと思います。

もっとより詳しい方がいらっしゃると思いますが、そういう請負などの形で、労働法の保護をすり抜け、労働者としての保護からこぼれ落ちるような形での働き方に、これからどうやって働き手を保護する網をかけていけばいいのか、こういった観点からも大切だと思います。

【土橋委員】

今、デジタル化のお話がありましたが、本日のような会議も集まらないで済むようなスタイルに徐々に変わっていくかと思います。そうすると、現在の計画案でセミナーの開催など

施策で組んでいただいておりますが、もしコロナがこの状況のまま続くと、去年まで開催していたセミナーの開催形式というのが難しくなってくるのではないかと思います。実際に、今までは参加者が集まれば集まるほど良かったと思いますが、これからは集まれば集まるほどリスクが高くなるということになってしまい、セミナーの開催方法や、啓発の方法といったことも考えていかなければならないと思いますので、市町村や県で実施されるセミナーの開催方法、またSNSを使った啓発についてもご検討いただきたいと思います。

もう1点、平成27年に実施された企業等実態調査について、県の現状として紹介されており、1,000人の回答者のうち約3割の方が、「女性は家事・育児をしているから配置や時間外労働に制約があり活躍面で課題がある」と回答しているのが非常に残念でした。宮城県の人口も減少傾向にある中でこのような認識の方が多ければ就労環境では働く世代の女性は、より働きやすい関東圏へ流出する懸念があると思います。本調査は平成27年に実施されて、今後どうするかということでしたが、是非再調査していただきたいなと思います。

最後にもう1点ですが、新しい項目を把握するという事で、資料4の最後に指標のページがありますが、育児休業取得率で宮城県職員の男性の育児休業取得率は15.9%となっていますが、この数値の定義はございますか。

【堀内専門監】

育児休業につきましては、3歳に満たない子を養育するための制度ということで、子が3歳に達する日まで取得することができ、また育児休業開始日から180日に達する日までの期間は、給料日額に相当する額が支給されます。

【事務局】

補足になりますが、県の場合の育児休業取得率については、育児休業法に定められた育児休業となっております。

【土橋委員】

あくまでも無給の休業ということでしょうか。

【事務局】

そうでございます。

【土橋委員】

分かりました。数字の定義については記載された方がよろしいかと思います。また、前回の審議会でも質問したのですが、宮城県の労働実態調査で公表されている育児休業等取得率については、現状データが男性5%、女性が77.3%と記載していただいておりますが、こちらにも、定義がなされていませんが、無給の休職について記載されているのかと思いますが、お

子さんが生まれた際に取得する有給休暇等も含めてもう少し現実的な目標を置いてもいいのではないかと思います。もしくは、無給の休職を取得して欲しいのであれば無給の休職で構いませんが、調査時には、無給の休職であることを明記するなどして頂きたいと思います。本当に男性の育児休業取得率を上げていこうとするのであれば、宮城県としては「男性の育児休業を推奨します」、メッセージを発信していただき、そして事業者にも、男性に1ヶ月、2ヶ月以上の育児休職を取得させてくださいと周知していかないと、この無給の休職である育児休業の取得率というのは上がっていかないのではないかと思います。今時点でその辺はいかがでしょうか。

【田中課長】

現時点では、これまでと同様に全体の傾向が改善されていくような方向で目標設定を行うことになろうかと思います。今おっしゃられたことまで踏み込んだ形というのはなかなか難しいかと思っています。

【土橋委員】

もし、無給の育児休業ということでトレンドだけ見ていくということだとしても、無給の育児休業であることを記載して数字の信頼度を上げた方がいいと思います。また、労働実態調査は別の部局で実施されていると思いますが、例えばお子さんが生まれたときに、1年間間に母体とお子さんのために何日休まれましたかと調査すれば、実際は県職員の方も5%と言わず、もっとお休み取られているかと思いますがいかがですか。

【田中課長】

そのとおりかと思っています。

【土橋委員】

そういった少しハードルを下げた設問も、労働実態調査の方に入れて頂いて、二段構えで調査するというのも検討していただいた方がよろしいかと思っています。

【田中課長】

貴重なご意見ありがとうございます。

【水野委員】

大変建設的なご意見ありがとうございます。この審議会には委員の皆様のご専門を活かした様々なご意見で作っていくところですので、是非それぞれの知見をご発言いただけると大変事務局も助かるかと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

国と制度と県の制度で似ているところがあるかと思いますが、おそらくそれが有給なために県職員の方はそちらを取得されているのではないかと思います。1週間程度取得可能だったかと思いますが、退院時や奥さんが大変な時に休むという形で、若いお父さん方はやっていらっしゃるのではないかと思います。そして、それに加えて年休を取得されているのかと思います。やはり育児休業が無給になるというのが一番男性が取得しづらい理由です。ですので、国の方も雇用保険からの給付率を出来るだけ上げていて今67%となっています。諸外国の先進国になると、8割、9割男性の育児休業中も支払われるところもありますので、そこに比べるとまだまだ日本は遅れていると言わざるを得ないと思いますので、そういった有給、無給というのが非常に要因として大きいのかなと思っております。その辺りの育児休業については労働局の課題でもありますので、そちらの方も県と一緒に協力をしながら進めていきたいと思っております。

また、国の施策としては男性の育児休業取得率を上げるために助成金を出しており、こちらは5日以上取得すると支給されまして、日にちが増えるごとに助成金の額を上げています。ですので、1ヶ月取得した事業所さんには金額が多く支給されるように設定しており、男性でもやはり長い期間取得すると恩恵があるという形にしております。こういったものを利用する企業さんが県内で大分増えていますので、今後少しずつ増えていくのかなと思っておりますが、なかなか男性の育児休業というのは難しいなと私も担当して感じております。

そして、先ほど話題になった企業の女性活躍の進みにくい要因で、女性は家事、育児により制約があるというのがありました。恐らく、選択肢の中にこういった回答が用意されているのではないかと思います。恐らく選択肢の中に盛り込まれていて、これに丸を付けていただく。事業者の方は、女性に能力がないなどといった項目を選択してしまうと問題になってしまうので、やはり女性は家事育児をするのにどうしても制約があるから女性活躍が進まないということで、この項目を選択すると一番差し障りがないのかと思います。私も役所も、県と同じでやはりこういった項目を選択肢に入れてしまいます。そして、企業もそういった項目を選択してしまうという悪循環があるのかなと、今ご意見聞いていて国も反省しなければなと思いました。私もやはりこの調査回答は非常に残念だなと思っております。

【水野委員】

確かに資料5の表4はかなり旧態依然なりストアップな感じがいたします。他にいかがでしょうか。

【渡部委員】

県の現状で人口のことがかなり取り上げられています。そうするとここで問題になるの

は、女性の人口の重心です。要するに年齢を5歳で区切った時に、どの年齢に一番人口がいるかということです。恐らく、今日本の平均年齢が47歳と言われているので、これから5年経つと50歳代の男女共同参画の在り方というのを見ていく必要があるかと思います。先ほどのコロナやAIに絡めて、50歳代の人たちにこういった形で社会で活躍してもらうのか。家庭へも参画していただきながら、またここに介護の問題も入ってくるかもしれません。これだけ人口について取り上げるとすると、この5年間で宮城県の人口がどう変動して、人口が一番多い年齢はどこなのかというのを少し考えながら施策について御検討いただきたいというのが一点です。

二点目として、今の人口の問題にも絡みますが、女性の方が高校や大学を卒業した後に、宮城県に定住して貰うことも考えなければいけないと思います。そうすると、やはり社会増や自然増といったことを考えた上で、女性が定住して、働いていくには高校と大学でのキャリア教育というところでもう少し踏み込んでもいいのではないかと思います。ですので若年層と中高年層の二つの世代を対象とした施策を御検討いただけるとよろしいかと思います。その際に、リーダーシップを持って社会の中心となり活躍する人たちを育てていただきたいというのが一つあります。またそれに伴い、ロールモデルやメンターの観点からも御検討いただきたいと思います。例えば、県の職員の方で言えばこんなロールモデルがいます、相談であればこういうメンターの方がいますということで、施策の中で少しずつでも反映していただけるよう御検討いただければと思います。

【水野委員】

ありがとうございます。こういうご教示は、大変事務局も助かるだろうと思います。前半の方で人口の問題について沢山取り上げられているのは、男女共同参画の策定経緯の大きな流れを受けているのかとは思いますが。男女共同参画という政策方針が動き出し始めたのは、ある意味少子化対策と連動していたところがあります。ですが少子化になってしまうから男女共同参画を進めていくということではないはずで、男女共同参画社会に変えていくことで男女ともに生きやすくなり我々の社会が良くなっていくという観点から考えていく必要があるのだと思います。

そして、北島委員が先ほどご質問されていましたが、家庭内のトラブルについて、民法学者の私は関心を持っておりまして、ここで日本法は構造的な難問を抱えています。というのは、本人が望まない社会福祉を強制する仕組みが、残念ながら我が国ではうまく機能せず、そこが法的なミッシングリングになっています。例えば、虐待する親には本人が嫌がっても強制的にケースワーカーが支援をする必要があります。虐待する親に対しては支援が必要なのであって、刑事罰で対処することでは解決になりません。モグラ叩きのモグラを叩いているだけであって、そうではなくて、親を支援することによってモグラが出てくる構造を変えなければなりません。児童虐待は被害者である子供がいますから深刻ですが、被害者がいない場合、たとえばゴミ屋敷のセルフネグレクトなどでも、本人が望まなくても強制的に支

援をしていかなければなりません。なぜ日本法がそこが難しいかと言いますと、行政の介入はプライベートな領域に本人の意思に反して手を出していく訳ですので、本来は司法チェックがかかります。フランスですと、年間約10万件の親権制限判決がおりていて、約20万人の子供たちがその強制的な社会福祉を受けています。日本はそれができるほどの裁判官の数がいまませんし、裁判官の数をにわかにも増やす訳にもいかない。そうしますと日本なりの家庭内暴力への対策というのを工夫していかなければなりません。それはある程度、警察の力も借りなければならぬでしょう。先ほど年次報告の中身を見ていましたら、やはり警察との連携もありまして、そういった現場でどうのご苦労があって、警察とどういう形でサポートし合っているのか。また児童の一時保護という手段がありますが、どういうニーズがあって、それに県はどのような形で応えていく必要があるのか。強制的な社会福祉のシステムが整っていない日本社会の中で、制度を改善していくためには、現場の知恵が参考になるはずで。例えば児童虐待についてですと、児童相談所の職員の方にお伺いするのが一番だと思います。そういった所から、問題を汲み取って、ここの基本計画策定に生かしていくことも必要かと思えます。この審議会にはそれぞれのご専門の領域から、貴重なご意見を言ってくれる委員の方々がいらっしゃって、大変頼りになるのですが、県の中のまさに現場で苦労していらっしゃる職員からのご意見も挙げていただければ、それを汲み取ってここの策定に書き込むこともできるのだと思います。構造的な限界を抱えている日本の中での対策の工夫は、まさに県の現場で一番苦労していらっしゃる職員の方がご存知なのではないかと思うのです。

他にご意見等ございますでしょうか。

【栗林委員】

第3次計画の「東日本大震災からの復興と再生」という大きな目標が、第4次計画の中ではなくともというのが今回の一つ大きな変化だと捉えております。毎年全国各地で大規模災害が起きており、宮城県は東日本大震災を経験したということで、他の都道府県から視察にこられている方達が沢山います。そこで、東日本大震災で起きた問題などから学び、防災計画や避難所マニュアルなどに反映されているところもあると私は思っています。資料5を参照すると、宮城県内で避難所運営マニュアルが策定されていない、又は策定されているにも関わらず男女共同参画の視点というのが入っていない自治体があるというのは非常に残念だなと思っています。実際はマニュアルがあっても、現場で男女共同参画の視点が生かされるかどうかという課題はもちろんありますが、避難所運営マニュアルを県内全ての自治体で策定している状態を目指していくことが非常に大切なのではないかと思います。もちろん項目としてあるので、施策としては行われるのかとは思いますが、目標値があった方が良くと思います。いかがでしょうか。

【堀内専門監】

男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルにつきましては、本日お示ししましたとおり、現在全市町村で策定できていない状況ですが、策定検討中という回答も頂いておりましたので、そこは男女共同参画の視点に配慮したマニュアル策定ということで私どもからも働きかけを行っていきたいと思います。なお、本日は具体的な施策についてお話ししておりませんが、市町村との共催事業として防災講座を実施しておりまして、男女共同参画の視点からの避難所運営といったことについてはアナウンスしている所でございますので、今後もそれは継続して続けていきたいと思っております。

【水野委員】

今後もまた豪雨等の被害があるかもしれませんし、震災の時には女性たちの視点が生かされにくかったと私も随分お話を聞いておりました。結局、幼い子供やご老人といった弱者の側にいるのは女性達で、彼女達が一番そういうニーズを分かっているはずなので、女性が心得ているニーズを、震災や大規模な災害時にどう生かせるのか、策定でも考えていきたいと思います。

【渡部委員】

宮城県の震災復興計画は今年度で終わりでしょうか。

【田中課長】

今年度で終わりです。

【渡部委員】

新たに策定される予定があるのでしょうか。というのは、今、震災や災害に対するご意見があったわけですが、もし震災復興計画があるとすれば、そういったお話がでた場合、最初に考慮しないといけないのは、男女共同参画基本計画でしょうか。震災復興計画でしょうか。位置付けはどうなりますか。

【田中課長】

今年度で震災復興計画が終了しまして、来年度の総合計画の中に盛り込まれます。そして総合計画が最上位の計画になります。

【渡部委員】

そうすると震災復興計画についてもご提示頂かないと、どう取り扱うべきかが我々は見えないような気がいたします。その原案の中で、男女共同参画に関係するような内容の部分というのは公開して貰えるものなのでしょうか。要するにどちらの計画も同時期に変わる

ので、今のご意見なども取り入れながら整合性を取った形で進めていかないと、またそれぞれの次の計画改定時に委員の方々から違ったご意見が出てきてしまう可能性があるかと思っておりますので、そうであれば早めに震災復興計画と男女共同参画基本計画の整合性を取った形で、災害に対する備えについて検討を行っていく方が妥当なような気がいたします。

【田中課長】

総合計画の策定についても同時進行で進んでおりまして、現在パブリックコメントが始まった段階だったかと思えます。

【渡部委員】

そうであれば内容について見る事ができるということですね。次回でも構いませんのでいいので、今の部分についてご提示いただきたいと思えます。

【田中課長】

承知致しました。

【水野委員】

今のうちにご意見色々出させていただきますと、中間案の時に頭出しができますので、大変助かります。お気づきの点なんでも結構でございます。いかがでしょうか。

【成瀬委員】

資料5の4ページになりますけれども、宮城県の平均初婚年齢で晩婚化が進んでいるということ、また未婚率も上昇する傾向が続いているということでご報告をいただきましたが、先日、面白い調査結果を見まして、自分の頭の中で繋がったことがありました。その調査というのは自己肯定感が強い人たちというのは、どういった子供時代を生きてきたのかという内容のもので、家族の愛情や絆を強く感じてきた人ほど、結婚願望が強いという結果のものでした。その他にもたくさん項目があったのですが、ひとり親ですとか、初婚率も高いのですが、実は離婚率も高くなっており、次の10年を考えますと、更に晩婚化が進んでいくのかなと思えます。そして、4ページで未婚率も上昇していくのかなと危惧を感じました。実は私の職場で35歳の職員が今度結婚するのですが、やはり今後は時代が変わってきて、35歳で結婚される方などがこれから沢山増えてくるのかなと思えます。端的に言うと未婚率の推移のところ、例えば35歳から39歳の枠ですとか、それ以上の枠があって、次の10年を見ていってもいいのではないかと一つ感じました。

もう一点ですが、資料4の17ページになりますが、第4章 推進体制の6番で男女共同参画に関する相談及び苦情の適切な処理とあります。相談に関しては、特に男性からの相談が上昇ってきて大変成果があるというご報告をいただきました。苦情ということに関して

言えば、資料3で処理、解決に努めたと記載されていますが、実際にどういった苦情があったのでしょうか。例えば学校ですと、苦情とかクレームに関しましても、それは地域の方や保護者の方からの助言であると、あくまでもポジティブに捉えて、それが学校運営の課題になり、その課題解決に努めてやっていくのですが、実際問題何に苦情があり、適切な処理や対応とされたわけなのか、報告書には載せないまでもどういった苦情があったのか差し支えなければ、教えていただきたいと思います。

【事務局】

相談事業の関係になりますが、当課では現在、みやぎ男女共同参画相談室ということで実施しております、女性の相談員が2名で受けている一般相談、そして男性の相談員が受けている男性相談、弁護士が受けている弁護士相談がございます。まず機能としては、適切な知識を持つ相談員が助言を行っており、また専門の窓口をご案内する場合は一時窓口となっていて、苦情というのは県の施策や男女共同参画について、また一般的にテレビや新聞で報道された内容に対して宮城県がどうなっているのかなど、そういったところで苦情が多くなっております。相談電話で多い相談内容というのは、最近ですと離婚関係、家族問題、また近隣の方との問題など男女共同参画とはなっていますが、幅広くそういった様々な相談が来ているというような状況です。

【成瀬委員】

ありがとうございました。苦情と聞くと深刻に考えてしまうので、苦情というより相談及び問題への適切な対応ですとか、感想になりますがそういった記載の仕方もあるのかと思いました。

【水野委員】

そういった窓口にどういうニーズがあるのか分析できると、より色々と問題が出てくるのだらうと思います。成瀬委員は苦情でお困りでしょうに、学校運営について課題であると前向きに捉えていらっしゃいましたが、学校運営に参考になるとは必ずしも限らない、いろんなレベルの相談や苦情もあろうと思います。例えばご本人にメンタルな問題があるときは、むしろカウンセリングのような支援が必要になるかと思いますが、どのようにその方の相談を受けるのか。それから病んでいらっしゃる方の原因が、外形的な条件、例えばDVに遭っているためだけでも、本人はそれを自覚できていなくて、非常に病んでしまっているような場合もあるでしょう。学校だけで対応する運営の問題ではなく、行政的な支援、或いはそれこそ法的な支援が求められているケースもあるでしょう。行政的な支援、或いは法的な支援に結びつける対応ができているのかという、現場で苦情という形式で受け止められた中身を分析的に整理して提示していただければ、宮城県はこれから先ここを拡充しないと見えてくるような気がいたします。

それから、先ほど報道というお話がありましたが、フランスでは国が、マスコミの女性の扱いについて評価をするシステムがあります。女性のステレオタイプのな、或いは男女差別的な表現があったということを国がチェックをすることで成果がでたと最近のニュースで読みました。現状の日本では、とても難しいだろうと思いますが、報道の在り方もいつかは県のレベルで扱える日が来るのかもしれませんが。マスコミが、人々の男女差別的な意識を再生産している問題についても、今回の基本計画に記載できるかどうかは難しいところがあるかもしれませんが、今後必要になってくるかと思います。

【渡部委員】

相談について質問ですが、面談でしょうか、電話でしょうか。

【事務局】

基本的には電話で受けております。また面談も予約で受け付けております。

【渡部委員】

現在は、面談相談は実施していますか。

【事務局】

6月までは中止しておりましたが、今は再開しております。

【渡部委員】

場合によっては、次の計画でコロナ対策の話が出てくるかと思いますが、電話や面談について一言記載していただけるとよろしいかと思います。

【事務局】

承知しました。

【高橋委員】

基本的な考え方のところ少し驚いたのですが、3段落目に男女共同参画の取組は広がっているが、男女共同参画が県内全域に浸透しているとはいえない状況であると記載がございます。私どものJAの業界は5,000人の協同組織ですが、このテーマについて10年来やっておりまして、例えば役員の登用でございまして、女性管理職のところは数字が上がっているという認識を持っておりまして、県域全体としての認識がないもので、そのように感じました。例えば、この第4次計画が策定された時に、私の業界では、どのようにこの計画を受けて対応しようかと思いました。もう既に数値を追いかけながら取り組んでいて、ある程度、業界目標に達している中で、今、私がこの立場で、うちの業界に何か発する

とすると、下から3段目に記載されているSDGsに関して発信するのが一番よろしいかと思っております。私は環境保全の方の取り組みにも携わっておりますが、環境保全についても長い期間ずっとこのテーマで取り組んできています。ですがここにきて再度、課題提起でありますとか、もう一度考えるとなった時に、ちょうどSDGsという言葉が、昨今、一般の方にも、耳慣れしてきたものでして、次のページに全体の概要図が記載されていますが、このSDGsがどのテーマのどこにどう貢献するのかというのが読み取れなかったもので、その辺も噛み砕いて作っていただけると、いざ持ち帰って私の業界ではこういった仕様でやろうといった切り口ができるかなと思いました。

【水野委員】

大変大事な点だと思います。SDGsと男女共同参画というのは関連すると思います。つまり、効率一辺倒ではなくて、より人間らしくというのが男女共同参画の基本的な狙いだと思いますので、むしろ高橋委員のアイデアをいただけないでしょうか。どういう形でSDGsを噛み合わせて、第4次計画を作っていけばやりやすいでしょうか。何かアイデアがございましたら、是非なんでも結構ですのでお話いただきたいと思います。

【高橋委員】

繰り返しになりますが、既に10年来男女共同参画に取り組んでいるのですが、ここでもう一度、私は訴求しなければいけないと思っております、その訴求の切り口として考えておりました。SDGsをどう生かすのというのはまだアイデアなしで具体的なお話をすることはできないのですが、そういった意味で発言させていただきました。

【水野委員】

是非思いつかれましたらいつでも事務局へご連絡いただくと大変助かります。他に何かご意見等ありますでしょうか。

【兼子委員】

資料3の97ページに、男女共同参画に関する活動拠点となる機能を有する施設の設置状況という各市町村の報告があり、今回の指標の中にみやぎ女性活躍促進サポーターを全市町村に配置ということになっているかと思えます。やはり、建物があればいいということではないですが、それを有する民間の団体もあるはずなので、その方達が活動するにあたってサポートできるよう、指標を設定するなど見える化すると良いのではないかと思います。資料3の16ページにある横断的連絡組織というところも、私の住む石巻市だと「なし」と記載されていて、これも民間のNPOなどを活用すれば出てくるはずなので、こういったものも指標にするなど見える化すると、この女性活躍促進サポーターの皆さんが更に活躍できる場が増えるのではないかと感じたので発言させていただきました。

【水野委員】

民間との連携ということでしょうか。

【兼子委員】

そうです。子育てサポーターというのも宮城県では育てているのですが、育成という所まで、そのあとの活躍というところが抜け落ちているなど、様々な育成事業で見受けられるので、せっかくここで新たに育成しているのであれば、活躍の場というのも踏まえて、しっかり調査して、連携していくととても良いものになるのではないかと思います。実際に、女性活躍促進連携会議でも、先週県内6ヶ所の団体で話し合いをしたのですが、その他にもやはり広げるといって、目標指標も全市町村となっていますので、そういうのもあるといいのかなと思いました。

【水野委員】

日本の行政的な育児支援の量は本当に低くて、それは基本的に上げていかなければならないのですが、あるものを全部活用しないと足りない危機的な状況ですから、民間のボランティアとの連携も必要です。県が支援する、或いは連携するというだけで全然動きが違ってくると思います。私もDV被害者の方のお話を聞くことがありますが、同じ立場である被害者同士の支え合いはものすごく力になるのだそうで、被害者が被害から脱出できたときに、自分の経験を生かして、献身的にサポートする活動をしている元被害者の方たちがいます。先ほどのAIの話との関係では、面と向かって人間同士が話し合い、それも安心できる場で話し合っただけで、気づきというのが得られる、そういう部分というのは最後まで残るのだらうと思いますが、AIや電話など利用して情報発信することで、サポートできる場面も色々あるのだらうと思います。そういった色んなサポーターの在り方、或いはそこでどのように県が支援するのか、このコロナ禍から将来に結びつくような具体的なアイデアは、やはりまさに現場で携わっていらっしゃる、民間のボランティア団体などと連携するとお知恵が出てくるかもしれません。他にご意見等ありますでしょうか。

【土橋委員】

先ほどの高橋委員からのご質問、ご意見に関連してなのですが、県としてのSDGsの主管部局というのはどちらかお有りになるのでしょうか。

【田中課長】

震災復興企画部になりまして、総合計画を作っている震災復興政策課が所管になります。

【土橋委員】

私の職場でもSDGsでの理解浸透が早いとは言えない状況ですが、このようなSDGsの取り組みも必要なんだという事を示していただきたいと思います。SDGsに伴って新しい施策を入れるとなると、

また大変だとなるかもしれませんが、今ある施策にそのSDGsの網がかかって、1つ1つ、SDGsの達成に向けて、と枕が入るだけで最初は良いかと思います。こういったことを意識して御検討されてはいかがかなと思いました。

【水野委員】

SDGsの担当部局から知恵を借りるという具体的なお話だったかと思います。県庁内でやりやすいことだと思いますので、お力を貸していただき、書き込める原案を作っていたらと思います。他にいかがでしょうか。

(意見なし)

お帰りになられてからでも、思いつかれましたら是非事務局にご連絡いただければと思います。

それでは議題の3に移ります。「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

(なし)

それではなしということですのでこれで議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。活発なご議論に感謝いたします。進行を事務局にお返しいたします。

4 閉会

【事務局】

水野会長、議事進行誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、宮城県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日は長時間に渡りまして、誠にありがとうございました。